

答 申 第 118 号
令和 6 年 4 月 17 日

財 務 大 臣
鈴 木 俊 一 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 渋谷 雅 弘

答 申 書

令和 6 年 1 月 16 日付財関第 46 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づく国際郵便物に係る課税通知処分に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

審査請求人 A

本件各処分 B 税関 C 出張所長が行った関税法第 77 条第 1 項の規定に基づく国際郵便物に係る課税通知処分（別紙参照）

意 見

本件各処分のうち、簡易税率 10% を適用した関税の課税通知処分について、簡易税率 5 % を適用した場合の関税のその超過分に関する処分は、取り消すことが相当であり、それ以外の部分に関する処分に対する審査請求は、これを棄却することが相当である。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、10年ほど前から継続して、D国から「cotton bib set」「cotton pad set」等を、国際郵便を利用して輸入している者である。
- (2) 令和5年3月11日、日本郵便株式会社E国際郵便局（以下「日本郵便」という。）は、審査請求人宛のD国来郵便物（以下「本件郵便物1」という。）をB税関C出張所長（以下「C出張所長」という。）に提示した。同日、B税関C出張所（以下「C出張所」という。）の担当職員（以下、本件郵便物1の検査を担当した職員を「本件担当職員」という。）は、本件郵便物1に係る税関告知書及びインボイスを確認の上、開披検査を実施したところ、その内容物がインボイスに記載のとおり「cotton pad set」及び「cotton bib set」の2種類であることを確認した。
- (3) 本件担当職員は、本件郵便物1の「cotton pad set」は、抱っこ紐に装着する紡織用繊維製の製品であると認めたことから、関税定率法（明治43年法律第54号。以下「定率法」という。）別表（以下、単に「別表」という。）第63.07項（紡織用繊維製のその他のもの）に分類した。

さらに、定率法第3条の3において、課税標準となる価格の合計価格が20万円以下の輸入貨物（以下「少額輸入貨物」という。）に対する関税率は、別表の付表第二（以下、単に「付表第二」という。）によると定められており（以下、同条に基づく少額輸入貨物に対する関税率を「簡易税率」という。）、別表第63.07項の物品は、付表第二第7号（前各号に掲げる物品以外の物品）に該当することから、本件担当職員は、本件郵便物1の「cotton pad set」に適用される簡易税率は5%であると判断した。
- (4) 一方で、本件担当職員は、本件郵便物1の「cotton bib set」について、乳児が首に掛けて用いるよだれかけであると判断し、別表第62.09項（乳児用の衣類及び衣類附属品）に分類した。さらに、別表第62.09項の物品は、付表第二第4号（14）（別表第62類に掲げる物品）に該当することから、本件担当職員は、本件郵便物1の「cotton bib set」に適用される簡易税率は10%であると判断した。
- (5) これらを踏まえて、同日、本件担当職員は、本件郵便物1の課税標準、関税額並びに消費税額及び地方消費税額（以下「課税標準等」という。）を算出した。C出張所長は、これに基づき国際郵便物課税通知書を作成の上、本件郵便物1に添付して日本郵便に引き継ぎ、審査請求人に送達することにより、課税標準等を通知した。
- (6) 同月25日、日本郵便は、審査請求人宛のD国来郵便物（以下「本件郵便物2」という。）をC出張所長に提示した。同日、C出張所において本件郵便物2の検査を担当した職員は、本件郵便物2に係る税関告知書及びインボイスを確認したところ、本件郵便物1と同じ品名である「cotton pad set」及び「cotton bib set」が記載されていたことから、本件郵便物2の「cotton pad set」及び

「cotton bib set」の別表の分類もそれぞれ本件郵便物1の分類と同様と判断した上で、課税標準等を算出した。C出張所長は、これに基づき国際郵便物課税通知書を作成の上、本件郵便物2に添付して日本郵便に引き継ぎ、審査請求人に送達することにより、課税標準等を通知した。

- (7) 同年4月8日、日本郵便は、審査請求人宛のD国来郵便物（以下「本件郵便物3」という。）をC出張所長に提示した。同日、C出張所において本件郵便物3の検査を担当した職員は、本件郵便物3に係る税関告知書及びインボイスを確認したところ、「cotton pad set」及び「cotton bib set」並びに「cotton cover set」が記載されていることを確認した。同職員は、本件郵便物1の品名には含まれていなかった「cotton cover set」については、抱っこ紐に装着する紡織用繊維製の製品であると認めたことから、本件郵便物3の「cotton cover set」を上記(3)と同様に別表第63.07項に分類し、簡易税率は5%であると判断した。

また、それ以外の本件郵便物3の「cotton pad set」及び「cotton bib set」については、本件郵便物1と同じ品名であったことから、同職員は、別表の分類もそれぞれ本件郵便物1の分類と同様と判断した上で、課税標準等を算出した。C出張所長は、これに基づき国際郵便物課税通知書を作成の上、本件郵便物3に添付して日本郵便に引き継ぎ、審査請求人に送達することにより、課税標準等を通知した。

- (8) 同月23日、日本郵便は、審査請求人宛のD国来郵便物（以下「本件郵便物4」という。）をC出張所長に提示した。同日、C出張所において本件郵便物4の検査を担当した職員は、本件郵便物4に係る税関告知書及びインボイスを確認したところ、本件郵便物1と同じ品名である「cotton pad set」及び「cotton bib set」（以下、本件郵便物1ないし本件郵便物4に含まれていた「cotton bib set」を合わせて「本件処分対象郵便物」といい、本件郵便物1ないし本件郵便物4に含まれていた「cotton pad set」及び「cotton cover set」を合わせて「その他の本件処分対象郵便物」という。）が記載されていたことから、別表の分類もそれぞれ本件郵便物1の分類と同様と判断した上で、課税標準等を算出した。C出張所長は、これに基づき国際郵便物課税通知書を作成の上、本件郵便物4に添付して日本郵便に引き継ぎ、審査請求人に送達することにより、課税標準等を通知した。

- (9) 審査請求人は、本件郵便物1については同年3月13日、本件郵便物2については同月27日、本件郵便物3については同年4月10日、本件郵便物4については同月25日に、それぞれ関税、消費税及び地方消費税を納付し、受け取った。
- (10) 審査請求人は、本件処分対象郵便物について、本件郵便物1より以前に輸入したものには簡易税率5%が課されていたことから、適用された簡易税率に疑義を持ち、同年4月26日、C出張所特別審査官に対し、「自分が輸入した抱っこ紐に取り付ける附属品である『cotton bib set』を撮影したもの」と主張す

る写真（以下「本件写真」という。）を送付して、適用される簡易税率を問い合わせた。

- (11) 審査請求人から問い合わせを受けたC出張所特別審査官は、B税関業務部首席関税鑑査官に対し本件写真を送付するとともに、別表における分類を照会したところ、本件写真の商品は別表第63.07項の物品に分類されるとの回答を受けた。これを付表第二に当てはめると、第7号に該当することから、C出張所特別審査官は、審査請求人に対し、本件写真の商品に適用される簡易税率は、5%である旨回答した。
- (12) 上記(11)の回答を受け、審査請求人は、同月27日、本件処分対象郵便物について、簡易税率10%が適用されているが、本来簡易税率5%が正しいため、還付請求を行いたい旨をC出張所通関総括第1部門に申し入れた。これを受けて、C出張所長は法第8条第3項の規定に基づく調査を開始し、C出張所通関総括第1部門は、審査請求人に対し、本件処分対象郵便物と本件写真の商品の同一性を確認するための情報を求めた。これに対し、審査請求人は、本件処分対象郵便物の差出人であるD国所在のメーカーに、インボイスと本件写真を提示して、同一性を確認してもらうことを提案したが、C出張所通関総括第1部門は、その方法では不十分であるとして、本件写真の商品と本件処分対象郵便物が同一の物品である証拠となる書類等の提出がなければ、還付は困難であると回答した。
- (13) 審査請求人は、同年5月18日付で、本件郵便物1ないし本件郵便物4に係る課税通知処分のうち関税に係る部分（別紙に掲げる処分）の取消しを求めて財務大臣に対し審査請求を行った。

2 関係法令等の定め

- (1) 郵便物（課税標準となるべき価格が20万円以下のもの）の輸入の手続について

イ 外国から本邦に到着した貨物は、法第2条第1項第3号にいう外国貨物に該当し、保税地域（法第29条）に置かれなければならない（法第30条第1項本文）。ただし、郵便物で、課税標準となるべき価格が20万円以下であり、税関職員による検査が終了した又は検査の必要がないと日本郵便株式会社に通知されたものは、保税地域に置かれる必要はない（法第30条第1項ただし書、同項第3号）。

ロ 日本郵便株式会社は、輸入される郵便物（信書のみを内容とするものを除く。）を受け取ったときは、当該郵便物を輸入しようとする者から当該郵便物につき法第67条の申告を行う旨の申し出があった場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない（法第76条第3項）とされており、税関長は、輸入される郵便物（信書を除く）について、税関職員に必要な検査をさせるものとされている。（同条第1項）

ハ 課税標準となるべき価格が 20 万円を超えない郵便物に対する関税は、納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式（以下「賦課課税方式」という。）により関税額が確定される。（法第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

ニ 税関長は、賦課課税方式が適用される郵便物について関税を賦課しようとするときは、その調査により、課税標準及び納付すべき税額を決定することとなる。（法第 8 条第 1 項第 2 号）また、その決定をした課税標準又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知ったときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をすることとなっている。（法第 8 条第 3 項）

ホ 賦課課税方式が適用される郵便物について、関税を納付すべきものを内容とするときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名宛人に通知しなければならないこととされている。（法第 77 条第 1 項）

ヘ 上記ロないしホの税関長の権限は、いずれも税関出張所長に委任されている。（法第 107 条、関税法施行令（昭和 29 年政令 150 号）第 92 条第 1 項第 2 号）

（2）郵便物（課税標準となるべき価格が 20 万円以下のもの）に対する税率について

イ 信書を除く輸入貨物には、関税が課される（法第 3 条本文）こととなっており、関税は、定率法第 4 条ないし第 4 条の 9 の規定により算出した価格（以下「課税価格」という。）を課税標準として課すこととされている。

定率法第 4 条第 1 項は、原則的な課税価格の決定方法を定めており、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた時に、買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において、同項各号に掲げる運賃等の額を加えた価格とする旨規定している。

ロ 輸入貨物の課税価格の合計額が 20 万円以下の輸入貨物に対する関税率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、当該輸入貨物を輸入しようとする者（郵便物の場合は名宛人）が希望しない旨を申し出ない限り、付表第二によることとされている。（定率法第 3 条の 3 第 1 項）

ハ 付表第二第 4 号(14)において、別表第 62 類に掲げる物品は簡易税率 10% が適用される旨が規定されており、付表第二第 7 号において、前各号に掲げる物品以外の物品は簡易税率 5 %が適用される旨が規定されている。別表第 63 類に掲げる物品は、付表第二第 7 号に属し、簡易税率 5 %が適用されることになる。

（3）別表の分類について

イ 別表第 61 類注 1 には、「この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る」旨規定されており、同類の各項には、衣類及び衣類

附属品並びにそれらの部分品で、メリヤス編み又はクロセ編みのものが規定されている。このうち、別表第 61. 11 項には、「乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）」と規定されている。

別表第 62 類注 1 には、「この類の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品を含まない」旨規定されており、同類の各項には、衣類及び衣類附属品並びにそれらの部分品が規定されている。このうち、別表第 62. 09 項には、「乳児用の衣類及び衣類附属品」と規定されている。

別表第 61 類注 6 (a) 及び別表第 62 類注 5 (a) には、「「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳児用のものをいう。」と規定されている。

つまり、衣類及び衣類附属品であって、上記の乳児用のものの規定を満たすものは、メリヤス編み又はクロセ編みのものであれば別表第 61. 11 項に、それ以外の紡織用繊維の織物類を製品にしたものであれば別表第 62. 09 項に分類されることとなる。

- ロ 関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）においては、別表第 61. 11 項について、「この項には、メリヤス編み又はクロセ編みのよだれかけを含む」旨記載されており、別表第 62. 09 項については、「この項には、よだれかけ（メリヤス編み及びクロセ編みのものを除く。）を含む」旨記載されていることから、乳児用の「よだれかけ」であれば、「乳児用の衣類又は衣類附属品」として、別表第 61. 11 項又は別表第 62. 09 項のいずれかに分類されることとなる。

- ハ 別表第 63 類においては、第 63. 01 項から第 63. 07 項までを「第 1 節」としており、同類注 1 には、「第 1 節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。」と規定されている。

別表第 11 部注 7 には、この部に含まれる「製品にしたもの」についての定義が列举されており、同部注 8 (a) において、「第 50 類から第 55 類まで、第 60 類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 56 類から第 59 類までには、7 に定義する製品にしたものを含まない」と規定されている。また、別表第 63 類注 2 (a) において、第 1 節には第 56 類から第 62 類までの物品を含まないと規定されている。

つまり、紡織用繊維の織物類を製品にしたもので、別表第 56 類から第 62 類までに分類されないものは、別表第 63 類第 1 節のいずれかの項に分類されることとなる。

- ニ 分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）第 1 部国際分類例規 6307. 90 8 において、ベビーキャリアが第 63 類の「第 1 節」の製品のうち「その他のもの」として 6307. 90 号に分類されている。紡織用繊維の織物類を製品にしたもので、当該ベビーキャリアに類する抱っこ紐も同様に、別表

第 56 類から第 62 類まで及び第 63.01 項から第 63.06 項には分類されず、「その他のもの」として別表第 63.07 項に分類されることとなる。抱っこ紐に取り付けて使用するような形状の紡織用繊維の織物類を製品したものについては、第 56 類から第 59 類までのいずれの項にも該当せず、衣類又は衣類附属品であるとは認められないことから、別表第 61 類又は別表第 62 類には分類されず、別表第 63 類第 1 節のいずれかの項に分類されることとなる。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件審査請求書において、本件各処分取消し及び還付を求めており、本件審査請求書及び令和 5 年 10 月 10 日付意見書において、その理由を概要以下のとおり主張している。

- (1) 本件処分対象郵便物は、抱っこ紐に「取り付けて使用するよだれかけ」であり、同じ商品を過去 10 年ほど輸入しているが、以前の内容点検の結果に従い、簡易税率 5 % が適用されていた。税関にも過去のデータに内容点検の記録が残されていると C 出張所から報告を受けている。
- (2) 本件処分対象郵便物は、過去に簡易税率 5 % が適用されていた商品と同一であり、インボイスの品名も同一であるにもかかわらず、簡易税率 10 % が適用された本件各処分は正しくない。
- (3) C 出張所からは、今後、同じ商品が輸入される場合には簡易税率 5 % が適用されるが、既に輸入された分については、簡易税率 5 % が適用されることが確認された本件写真の商品と同一であることを示す証拠書類が提出されなければ還付出来ないと説明された。
- (4) C 出張所からの説明を受け、審査請求人は、本件処分対象郵便物のインボイス及び本件写真のコピーを添えて D 国のメーカーに証明してもらう方法を提案したが、C 出張所の担当官は、そうした証明は採用できないと一蹴した。
- (5) 本件事案の問題は、C 出張所が誤った簡易税率を適用し、更正手続を怠り、請求人に対して貨物の同一性の証明を求めたことにある。

2 処分庁の主張

B 税関長（以下「処分庁」という。）は、令和 5 年 9 月 6 日付弁明書及び同年 11 月 14 日付回答書において、概要以下のとおり主張している。

- (1) 本件担当職員は、本件郵便物 1 の「cotton bib set」を「乳児用のよだれかけ」と判断し、別表第 62.09 項に分類されるものとして簡易税率 10 % を適用したものであるが、インボイス上の「cotton bib set」の箇所に記載された「Clothing Subsidiary」及び別表の分類を示す「6307-90-0292」との整合性について、具体的に検討した記録はない。また、審査請求人に対して、「cotton bib set」に関する商品説明を求めている。

また、本件郵便物 2 ないし本件郵便物 4 の「cotton bib set」の別表の分類の判断においては、本件郵便物 1 とインボイス品名が同じであったことを理由に、本件郵便物 1 の「cotton bib set」と同様に簡易税率 10%を適用した。

- (2) 審査請求人が主張するとおり、令和 5 年 1 月 17 日付、同月 22 日付及び同年 2 月 16 日付の国際郵便物課税通知書に添付された各インボイスから、「cotton bib set」に該当する商品が含まれていること及びそれらに全て簡易税率 5 % が適用されていたことを確認し、同年 1 月 17 日付国際郵便物課税通知書の対象郵便物については、開披検査を実施していたことも確認した。
- (3) 同年 5 月 19 日に日本郵便から提示された審査請求人宛の D 国来郵便物（以下「5 月 19 日付郵便物」という。）について、C 出張所の担当職員が開披検査を実施したところ、その内容物がインボイスに記載のとおり「cotton pad set」及び「cotton bib set」の 2 種類であることを確認した。同職員は、「cotton bib set」に付いている両端の 2 つのボタンがいずれもオスとなっており、抱っこ紐の付属品であると認められたことから、「cotton pad set」及び「cotton bib set」いずれも適用される簡易税率は 5 % であると判断した。
- (4) 上記（1）～（3）の結果を踏まえると、本件処分対象郵便物についても、適用される簡易税率は 5 % であった蓋然性が高いと認められるため、本件各処分のうち、簡易税率 5 % を超える部分の関税に係る処分を取り消し、審査請求人に還付する用意がある。
- (5) 同年 6 月 19 日に、審査請求人に対し、簡易税率 5 % を超える部分の関税の還付及びそれに伴う消費税の還付を申し出たものの、請求人がこれを拒否したことから、審査庁に対し、簡易税率 5 % を超える部分の関税に係る処分を取り消す旨の裁決を求める。
- (6) C 出張所が、法第 8 条第 3 項に基づく調査のために、審査請求人に対し貨物の同一性を確認するための情報を求めたこと自体は、調査に必要な範囲においては適当なものであったと認められるべきものである。しかし、本件事案においては、審査請求人により、別表の分類の判断誤りにより税額が過大であった可能性は十分示唆されていたと考えられることから、C 出張所は審査請求人からの提案も勘案したうえで同項に基づく調査を行うべきであり、その提案を十分に検討することなく還付を認めなかったことは不適切な対応であったと言える。

第 3 当審査会の判断

1 本件各処分の適法性について

- (1) 本件処分対象郵便物及びその他の本件処分対象郵便物は、審査請求人から提出された各インボイスによると、いずれも課税価格は 20 万円以下であると認められ、審査請求人からは関税率の付表第二による決定を希望しない旨の申し出はなされていないことから、簡易税率の適用対象となる。

(2) 本件処分対象郵便物に適用されるべき簡易税率について、本件処分対象郵便物が、別表のどの項に属するものであるかを基にして、以下検討する。

イ C出張所は、5月19日付郵便物について、開披検査を実施し、そのうち、「cotton bib set」については別表第63.07項に分類されると判断し、簡易税率5%を適用している。

5月19日付郵便物の「cotton bib set」は、処分庁から提出された証拠写真によると、よだれかけ様の形状をした物品1点と、両端をボタンで留めることにより筒状にした物品2点の計3点から成るもので、インボイスには「cotton bib set」、税関告知書には、「Description of Goods」の箇所に「baby carrier bib set」との記載があるものである。よだれかけ様の形状をした物品には、上部4箇所にボタンが付いているが、処分庁の弁明書において両端の2箇所のボタンがいずれもオスとなっていると述べられていることを考慮すると、通常、乳児が首に掛けて用いる形状とは言い難い。各物品の形状と取り合わせの状態から判断すると、税関告知書に記載の商品名のとおり、「抱っこ紐に取り付けて使用するよだれかけセット」であったと認めることが妥当である。

また、インボイスの「cotton」の記載からは紡織用繊維製であると推認され、分類例規第1部国際分類例規6307.90 8において、ベビーキャリア（抱っこ紐）が別表6307.90号に分類されていることを踏まえると、それに取り付けて使用するよだれかけセットについても、衣類又は衣類附属品とは認められず、また第56類から59類までのいずれの項にも該当しないことから、別表第63類に分類されることとなる。よって、5月19日付郵便物の「cotton bib set」を、紡織用繊維のその他の製品として、別表第63.07項に分類されるものであるとしたC出張所の判断は、妥当であると認められる。

ロ 一方で、本件郵便物1の「cotton bib set」が「乳児用の衣類及び衣類附属品」として別表62.09項に分類されるとのC出張所の当初の判断は、これを「よだれかけ（本体）」であると認識したことによるものであるが、処分庁が弁明書において認めるとおり、本件郵便物1の「cotton bib set」について、関税分類を具体的に検討した記録や、審査請求人に商品説明を求める等の事実がないことを考慮すれば、法第8条第1項第2号に基づく賦課課税時のC出張所長の調査が十分であったとは言えない。また、本件審査請求においても、処分庁から、よだれかけとして使用されるための形状を有していることを裏付ける証拠及び意見の提出は行われていないことから、本件郵便物1の「cotton bib set」が別表第62.09項に分類されるものであったと認めることは適当ではない。

ハ 本件処分対象郵便物はいずれも、既に輸入済みであり現物を確認することはできないため、C出張所が別表第63.07項に分類されると判断した5月19日付郵便物の「cotton bib set」と同一のものであったことを客観的に立証

することは困難である。しかしながら、本件審査請求において処分庁から提出された5月19日付郵便物のインボイス上の差出人及び「cotton bib set」に係る品名の表記が、審査請求人から提出された本件処分対象郵便物及び過去に簡易税率5%が適用されてきた商品に係るものと全く同一であることを踏まえると、5月19日付郵便物の「cotton bib set」と本件処分対象郵便物は同一のものであった蓋然性が高いと認められる。

ニ 以上のことから、5月19日付郵便物の「cotton bib set」と本件処分対象郵便物が同一のものであった蓋然性が高く、処分庁により別表第62.09項に該当することの証拠が何ら示されていない状況においては、審査請求人の主張どおり、本件処分対象郵便物は別表第63.07項に分類されることから付表第二の第7号に属し、簡易税率5%が適用されるべきものであったと判断することが適当である。

(3) 以上を踏まえ、本件処分対象郵便物に課されるべき簡易税率を5%として計算した場合、本件各処分の金額をいずれも下回ることから、本件各処分のうち、本件処分対象郵便物に関する課税通知処分は、いずれもその一部を取り消すべきである。

(4) なお、本件審査請求書の「1. 審査請求に係る処分の内容」の記載からは、簡易税率10%が適用された本件処分対象郵便物及び簡易税率5%が適用されたその他の本件処分対象郵便物に係る、本件各処分における関税部分全てが、本件審査請求の対象であると読み取れる。しかし、審査請求人からは審査請求書及び令和5年10月10日付意見書において、その他の本件処分対象郵便物に係る関税部分の課税通知処分の違法性について具体的な主張は示されておらず、審査請求人及び処分庁から提出された証拠書類を踏まえても、その他の本件処分対象郵便物に係る関税部分を不相当とする理由は認められない。

2 付言

審査請求人は、令和5年10月10日付意見書において、本件処分対象郵便物に係る簡易税率の誤りをC出張所に指摘した際、C出張所の職員から、貨物の同一性の証明という不当な要求を受けた旨を主張している。また、処分庁自身も、同年9月6日付弁論書及び同年11月14日付回答書において、審査請求人から貨物の同一性の証明のために提示された提案を採用しなかったこと及び貨物の同一性の確認が取れる証拠書類等の提出がなければ還付請求は困難であると回答したことを認めている。

この点、法第8条第3項の規定に基づき、C出張所長は、自身が決定した納税額が過大であることを知ったときは、その調査により、納税額を変更する決定を行う必要があるところ、審査請求人から関税率の適用誤りを指摘された際に、その調査のため、本件処分対象郵便物がいずれも簡易税率5%を適用すべきであったと判断するに当たり情報を求めること自体は、調査に必要な範囲におい

ては適当であると認められる。しかしながら、審査請求人が10年ほど前から継続してD国から「cotton bib set」という商品を輸入しており、それらに対して簡易税率5%が適用されていたことに鑑みれば、本件事案における適用税率の決定にあたっては、より慎重な取り扱いが求められるところである。また、本件事案においてC出張所は、審査請求人から提案されたD国のメーカーに貨物の同一性を示してもらふ方法の有効性を検討することなく、更なる情報を求めているところ、提案された方法が有効である可能性もあったと思料される。したがって、これを十分に検討し、調査した上で、納税額の変更を行うことの要否を判断しなかったことは不適切な対応であったと認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には、審査請求人が本件処分対象郵便物に課されるべき簡易税率に誤りがある旨主張すべき理由があることから、本件各処分のうち、本件処分対象郵便物に対し簡易税率10%を適用した関税の課税通知処分について、簡易税率5%を適用した場合の関税のその超過分に関する処分は、行審法第46条第1項の規定により、取り消すことが相当である。

上記超過分以外の部分に関する処分に対する審査請求については、当該処分に取り消す理由がないことから、同法第45条第2項の規定により、棄却されることが相当である。

審査請求に係る本件各処分

- (1) C出張所長による国際郵便物に係る課税通知のうち関税に係る部分
令和5年3月11日付（課税通知番号○）
- (2) C出張所長による国際郵便物に係る課税通知のうち関税に係る部分
令和5年3月25日付（課税通知番号○）
- (3) C出張所長による国際郵便物に係る課税通知のうち関税に係る部分
令和5年4月8日付（課税通知番号○）
- (4) C出張所長による国際郵便物に係る課税通知のうち関税に係る部分
令和5年4月23日付（課税通知番号○）